

意見箱への意見及び回答【令和8年度7月回答分(一部抜粋)】

ご意見	回答
長期休みの学童は子供が家庭からのお弁当を持参する形式である。保冷剤と一緒に入れた保冷バッグを使用しても夏場の食中毒の危険性が高まり、低学年の親にとって心配がある。また、学童に入っている子供の親は仕事をしている。親が仕事を持ち、忙しい中でお弁当を毎朝作るのはとても負担になる。 対策として、お弁当の購入を採用いただけないか。選択性の採用のご検討をよろしく願います。	はじめに食中毒へのリスクにつきましては、夏季には空調を稼働させ室温が上昇しないよう配慮していることに加え、保冷剤を入れた保冷バック等での持参をお願いすることで対策を行っております。 次に、ご提案いただいた弁当購入（選択制）については、実施に向けて2つの課題があります。 1つめは、運営体制でございます。現在、通常の運営においても利用児童は増加の傾向にあり、指導員数が十分とはいえない状況の中、夏季休業期間はさらに指導員が不足しており、毎日の発注、受け取り、返却をはじめとする業務に対応することが難しい状況です。 2つめは、市内19小学校へ昼食時に弁当を供給する事業者が必要ですが、現在のところ市内に対応できる事業者がいない状況でございます。 引き続き検討を進めてまいりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。
市内のバス会社と提携し、小中学生の登下校時間帯において、子どもたちが最寄りのバス停から学校近くのバス停まで、既存の路線バスを無料で利用できる仕組みの構築を提案する。 熱中症リスクを大幅に低減し、子どもの体力を守るほか、交通事故の防止や、通学路での不審者による声かけ事案等のリスクを最小限に抑える効果が期待される。 ぜひ前向きにご検討いただくようお願い申し上げます。	登下校については、自治会を中心に登校班を組織していること、各校区のバス路線の実態等から、現時点で市としての方向性を出す事は難しい状況です。ご提案の方向性については、今後の調査研究とさせていただきます。 登下校中の熱中症対策として、今年度から「こどもクールスポット設置事業」を展開しているところでございます。猛暑の中でも、子どもが安心・安全に学校生活を送ることができるための効果的な熱中症対策については、今後も検討してまいります。

ご意見	回答
【ゴミステーションの利用について】 今年の4月から自治会を脱退したが、ゴミステーションが利用できなくなったことに納得がいていない。税金を納めている以上当然の権利だと思うし、地域によってばらつきがあるのも不公平かと思う。平等に利用できることを希望する。 【プレミアム商品券について】 市税でまかなわれているはずなのに、大垣市民以外の方も応募できてしまうシステムは不公平で間違っていると思う。まずは大垣市民限定にしたうえで、募集口数を上回った時は、応募口数を減らしてでも応募者全員に購入権利を与えて頂けると嬉しい。	【ゴミステーションの利用について】 大垣市のごみステーションは、各自治会が管理や清掃を担っており、その維持にはカラスよけネット等の経費やごみ当番等の労力が伴っております。そのため、利用の可否については各自治会の判断に委ねております。 自治会によっては、当番や応分の費用負担を条件に、非自治会員のごみステーション利用を認めている場合もございますので、まずは自治会との話し合いをいただくことをお勧めします。 ご指摘いただきました地域によるごみステーション利用の取り扱いの差異については、各自治会の管理体制等が異なることによるものであり、市としては各自治会の自主的な取り組みを尊重する立場をとっております。 【プレミアム付商品券について】 市外にお住まいの方を対象に含めたことにつきましては、市内の店舗での消費を促進するとともに、店舗の魅力を市内外の方に再発見いただくことで、市内事業者の売上増加・雇用維持に繋げるという観点から一定の事業効果があるものと考え、現行の仕組みを設けている所でございます。しかしながら、市民の皆様が優先的にご利用いただけるべきではないかというご意見は、重要な問題として認識しており、今後の事業設計の中で検討課題としてまいります。

ご意見	回答
市民プールにおけるスライダーの並び方について、ロープで通路をつくり二列に並ばせるなど、しっかり誘導してほしい。また中学生たちが、横入りしてくる子が多すぎる。監視員は、並んでいる人の誘導もしっかり行って頂きたい。 50メートルプールでも、中学生らしき子がふざけて泳いでいる姿があった。流れるプールでも橋にぶら下がったり、飛び込んだりとおやんな子があった。 公共の場であり市民が楽しく安全に遊べるようにしていただくためにも、特に小中高校生だけで遊びにきている子たちにはマナーを今一度教えてあげてほしい。	1. スライダーの待機列について ロープ等を用いた通路の設置および二列での誘導について、監視員による誘導強化を指示いたします。横入りなどのマナー違反を見逃さず、公平な順番待ちができるよう努めます。 2. 危険行為への対応強化について 橋へのぶら下がりや飛び込み等の危険行為については、繰り返し注意しても改善が見られない場合、退場を含めた厳正な対応を行うよう監視員に周知いたします。また、館内を巡回しながら危険箇所を重点的にチェックする体制を強化いたします。 3. 児童生徒へのマナー啓発について 現在、夏休み期間中であることから、次の対応で進めております。 ・館内放送による児童・生徒への利用マナーの注意喚起の実施 ・各校長に情報共有し、児童生徒への指導を依頼 いただいたご意見は、利用者の皆様が安心してご利用いただける環境づくりに活かしてまいります。

ご意見	回答
2026年4月の改正民法施行により、離婚後共同親権の選択が可能となった。子の居所指定も共同の意思決定が必要であり、一方の親による同意なき住所変更の受理は、自治体が「未成年者略取誘拐罪」の幫助や人格権侵害の訴訟リスクを負う懸念がある。これを受け、一部の先行自治体では実務運用が開始されているが、住民福祉の向上と行政リスク回避のため、転出入時に「親権者の双方署名の同意書」を確認するプロセスの導入を強く願います。	転出・転入届の受理については、住民基本台帳法に基づき、届出者が正当な権限を有しているかを確認したうえで対応しております。この基本的な取り扱いは、改正民法による離婚後共同親権の導入後も変わりません。 国の見解においても、「婚姻中の共同親権においても父母双方の同意を受理要件とはしておらず、この取扱いが離婚後に父母双方を親権者と定めた場合においても同様である」旨の運用方針が明示されております。 行政といたしましては、適法な手続きを適切に行うことが責務と考えております。ご指摘の刑事・民事上のリスクについては、現在、他自治体の対応および国の方針を確認しているところであり、引き続き動向を注視してまいります。